



杉山たかひろ ニュース

市議会内 日本共産党市会議員団控室 TEL35-3368

自宅 西宮市津門仁辺町5-21 TEL35-1682

団ホームページ <http://nishinomiya.jcp-giin.net/>

ブログ <http://yaplog.jp/jcpnishisugi/> (携帯でも)

UR 借上市営住宅問題

2月中旬に市長が方針を発表

阪神淡路大震災の被災者が入居する借り上げ復興住宅から 20 年の期間終了を前に転居が迫られている問題で、自治体の方針で前向きな変化が生まれています。

この間、兵庫県が高齢者・障害者など一部継続入居を認める方針を発表、神戸市も検討へ。伊丹市が宝塚市に続き、希望者は期限を延長する方針を示しました。

西宮市も、UR（都市再生機構）に住宅を「返還」、入居者は「住み替え」という方針から、「継続入居」への転換が迫られています。

連絡会が署名を市長に

河野西宮市長は、当初拒否していた「西宮市 UR 借り上げ市営住宅連絡会」の面談を、急きょ 1 月 23 日に受け入れ、3251 筆の継続入居を求める署名を受け取り、転居が基本としながらも「総合的に判断する」と 2 月中旬に市長としての方針を明らかにすることを明言しました。



市議団が市に申し入れ

日本共産党西宮市会議員団も、連絡会の市長面談の結果を受け、1 月 29 日に「現方針を直ちに撤回し、継続入居を基本とした新たな方針の検討を」と西宮市に申し入れを行いました。

申し入れでは他に、入居者の意向・実態調査、UR との協議、国に財政的支援要請、



を求めました。

対応した本井副市長は、「市長が自らの責任で検討する。その参考にしたい」と述べました。

本井副市長の「お願いするしかない」は、公営住宅法違反の証拠？

公営住宅法では、第 32 条で事業主体は「入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる。」として 6 号で「公営住宅の借上げの期間が満了するとき。」としています。その前提として、第 25 条 2 項で「事業主体の長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。」とされています。これは、阪神淡路大震災で公営住宅の建設が間に合わず、借上げによる公営住宅の供給を認め、入居者への明渡し請求ができるよう、1996 年に改正したのです。

市は、震災による「混乱」を理由に、入居決定時に通知していないことを認めており、法的に明渡しを請求することができません。しかし、「法の解釈が違う」と、あくまで、「明渡し」請求を強行するかまです。

以前、「明け渡しを求める法的根拠はあるのか」との杉山議員の問いに、市の法制担当は「市営住宅条例が根拠」と、公営住宅法における問題点は全く言及していませんでした。

本井副市長は、「お願いするしかない」と連絡会との交渉の場で発言していますが、市の方針が公営住宅法に基づいていない証拠ではないでしょうか。



道路の補修・改修にも取り組んでいます

今津山中町の介護施設周辺の道路が傷んでおり直して欲しいとの要望がありました。すぐに状況を調査し、市道路補修課に要請すると、市も現地調査をして、「改修の必要があります」との回答。

穴のあいているところは緊急にアスファルトで埋めて、新年度の予算で舗装をすると、市は約束しました。

日本共産党市議団は、市民の要望にこたえられるよう生活道路改修の予算の増額を求めています。

また、2月15日には枝川町の歩道の舗装と街路樹の保護について、地元党支部とともに、市と交渉する予定です。(次号に詳細を掲載予定)

